

平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」 公募要領

平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」（以下「本事業」という。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、以下に定める項に基づき、申請願います。

1 本事業の目的

本事業は、民間事業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、我が国の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外において放送するとともに、連動した事業（以下「連動事業」という。）を開催し、それらの効果を測定する事業により、訪日観光客の増加、地域製品の販路拡大、TPP/日 EU・EPAの活用促進に資する情報発信等を促進し、我が国の経済活性化を図ることを目的とします。

2 申請に当たって

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という）及び情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程（平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」）（以下「規程」という。）のほか本公募要領の規定に基づき実施します。なお、上記の規程等は下記のURLから参照することができます。

<http://www.e-gov.go.jp/law/>（法令データ提供システム）

<http://www.soumu.go.jp>（総務省ホームページ）

3 本事業の対象となる補助事業者

法人（個人での申請は不可）

4 補助対象経費について

申請に当たっては以下の点にご留意ください。

- (1) 本事業の交付決定額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額、又は定額です。
交付決定額に1千円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。
※ 申請にあたって、希望する補助率を、「2分の1以内」、「定額」又は「どちらでも可」から選択することができます。「定額」を希望する場合、該当の審査枠において選定対象外となった事業は、補助率「2分の1以内」の審査枠において審査の対象とはなりませんので、ご注意ください。
- (2) 消費税は補助対象経費に含まれないため、原則として、補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。
また、海外において付加価値税還付制度が存在し、補助対象経費に付加価値税を計上する場合には、原則、還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった場合に報告してください。

必要に応じて補助金の減額又は国庫納付が生じることがあります。詳細は別紙をご参照ください。

- (3) 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。
- (4) 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。

5 補助対象経費の区分及び内容について

本事業の補助対象経費の区分及び内容は、下表のとおりです。

なお、交付決定後に、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、原則として事前に補助事業者(株式会社博報堂DYメディアパートナーズ)の承認を受けなければなりません。

参考：補助対象経費の区分等

補助対象経費	
区分	内容
(1) コンテンツの制作にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費(企画調査費、取材費、脚本料、印刷製本費) イ. 人件費(人件費、出演料) ウ. 制作費(撮影費、旅費(宿泊費含む)、編集費、翻訳料、通訳料) エ. その他(広告宣伝費、視聴率測定等にかかる費用)
(2) 海外放送枠の確保等にかかる費用	ア. 放送枠の確保にかかる費用 イ. その他
(3) 連動事業にかかる費用	次に掲げる経費で事業を実施するために必要なものに限る ア. 企画費(企画調査費) イ. 人件費(人件費、出演料) ウ. 運営費(会場費、出展費、施工費、整備費、音響照明費、翻訳料、通訳料、旅費(宿泊費含む)) エ. その他(広告宣伝費、効果測定等にかかる費用)
(4) その他費用	その他事業を実施するために必要な経費

6 申請手続等の概要

(1) 申請受付期間

平成31年4月5日(金)～同年5月17日(金) (正午まで)

(2) 申請方法

申請は下記の専用ホームページを通じて行います。平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業(単独型)」事業専用ホームページ(以下、「専用ホームページ」という。)の申請フォームに必要事項を入力いただくほか、6(3)イの表1に記載の書類を申請フォームの末尾からアップロードすることによりご提出いただきます。

平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業(単独型)」専用ホームページ：

<https://soumu-media-contents.jp>

(3) 申請手順

ア 申請フォームへの入力

- ① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスしてください。
- ② 申請フォームに必要事項をご入力ください。

イ 提出書類の作成

- ① 専用ホームページから「提出書類をダウンロード」にアクセスし、ファイルを任意のフォルダに保存してください。なお、ファイルはZIP形式で圧縮されておりますので、展開（解凍）いただく必要があります。
- ② 展開された提出書類（表1）に必要事項をご記入いただき、保存してください。

表1：提出書類一式

提出書類名	ファイル形式	様式名
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」公募申請書	*.docx	様式第1号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」交付申請書(案)	*.docx	様式第2号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」申請者概要	*.xlsx	様式第3号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」事業概要		様式第4号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」放送コンテンツ概要		様式第5号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」事業体制図		様式第6号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」事業全体概要	*.xlsx	様式第7号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」収支計画		様式第8号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」見積書		様式第9号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」事業計画		様式第10号
H30補正「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」詳細見積書		様式第11号
その他参考資料：放送時間枠確保の合意書（LOI） ※放送時間枠確保に関する証憑がある場合はアップロードしてください。	*.pdf	(適宜の様式)

注：提出書類の書式及び仕様等は変更しないようにしてください。

ウ 申請内容の確認と申請

- ① 専用ホームページから「申請フォーム」にアクセスしてください。
- ② 申請フォームに必要事項が正しく記載されていることを確認してください。
- ③ 申請フォームの最後から、イで作成した提出書類を、ファイル形式ごとにアップロードしてください。なお、LOI（証憑）のアップロードに際して、「放送時間枠確保」合意に関する証憑以外は添付しないようお願いいたします。
- ④ 申請フォームの「確認画面へ進む」を押下し、内容をご確認のうえ、該当の申請内容を印刷してください。
- ⑤ 表示の内容でよろしければ「この内容で申請完了する」を押下し、申請作業を完了してください。

注：申請完了後に、申請内容を修正することはできません。修正が必要な場合には、改めて申請フォームの入力が必要となります。

- ⑥ 申請作業を完了した後、事務局より「申請完了通知」のメールをお送りいたしますのでご確認ください。もし、1 時間以上を経過しても該当のメールの受信が無い場合は、事務局にお問い合わせください。

(4) 問い合わせ先

株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ内

平成30年度第二次補正予算「放送コンテンツ海外展開強化事業（単独型）」 事務局

担当：伊藤、落合

問い合わせ専用メールアドレス：info-atmark-soumu-media-contents.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

電話：03-6441-9757

※極力メールでのお問い合わせをお願いいたします。

※お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：10:00～17:00 とさせていただきます。

7 補助事業の選定

提出された申請書類を以下の評価基準に基づき、放送する国・地域・媒体、取り上げる国内の地域、企画内容のバランスを考慮して、補助事業を選定し、採択の内示をします。

なお、選定は、書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途、ヒアリングを行うことがありますが、ヒアリングの有無が採択の可否を左右するものではありません。

原則として、採択の内示をした事業は事業者名及び事業内容等を公表します。

【評価基準】

- ① 規程及び本公募要領で定める本事業の目的と親和性がある事業であること
- ② 補助事業者として、組織・人員、財政基盤、制作能力において適格性を有すること
- ③ 事業企画について
 - ア：事業実施の確実性を有すること
 - イ：事業の効果・効率性が高いこと
 - ウ：他の民間事業者等との具体的な連携体制を構築していること
- ④ 自走化に向けた計画を有すること
- ⑤ その他創意工夫があること

8 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

9 スケジュール (想定)

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数の多寡等により変更することがあります。

事業の公募	平成31年4月5日 (金) ~ 同年5月17日 (金) (正午まで)
事業採択の内示	令和元年6月初旬
交付申請書の提出	令和元年6月中旬
交付決定 (補助事業の開始)	令和元年7月上旬
効果測定を含めた事業の完了	令和2年2月14日 (金) (厳守)

※内示の日については、別途専用ホームページにおいて公表いたします。

10 本事業の実施に当たっての留意点

- (1) 申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施します。
- (2) 補助事業者は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- (3) 事業実施中に事業の内容を変更する場合、事前に間接補助事業から補助事業者に変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- (4) 補助金の支払については、間接補助事業者から実績報告書の提出を受け、補助事業者において補助金の額の確定をした後の精算払いとなり、原則として概算払いは認められません。
- (5) 実績報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (6) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (7) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。間接補助事業者が適正化法等に違反する行為等 (例：他の用途への無断流用、虚偽報告など) をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (9) 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は間接補助事業者に帰属します。なお、総務省及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズは間接補助事業者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。

補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることとなります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください

(参考事例)

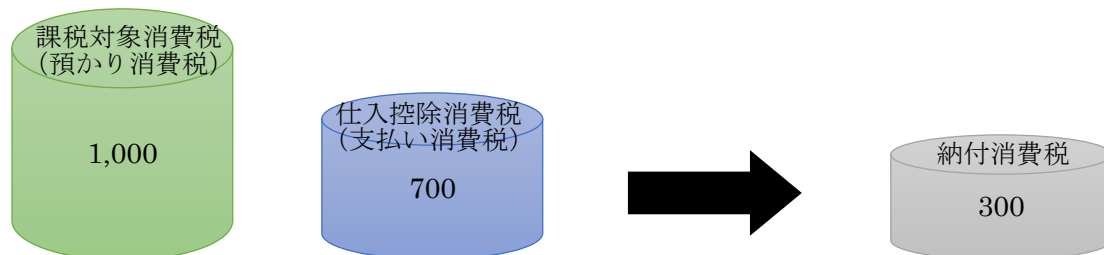
事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が1,000万円、仕入に係る消費税(支払消費税)を700万円として消費税の確定を行ったとする。

- (1) この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。
- (2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税700万円のうち200万円が補助金によるものであったとする。この場合、当該200万円は預かり消費税1,000万円は計上されない一方、支払い消費税700万には計上される。このため上記の例に加え、自らが負担していない当該200万円を国へ返還することも必要となる。

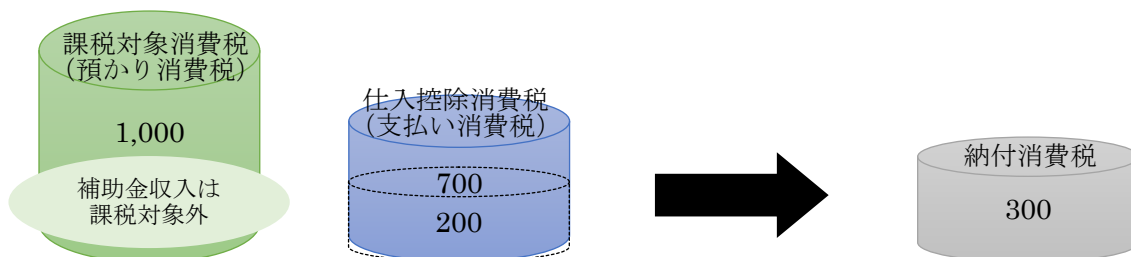
(注) ここでは、支払い消費税額700万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

- (1) 補助金を受けていない場合



- (2) 補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費（※）であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

（※ 補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。）

<具体的処理方法>

- ・ 付加価値税還付にあたっては、申請業者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・ 付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・ 付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。